

パブリックコメント手続の結果について

1 パブリックコメント手続の趣旨

パブリックコメント手続とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、広く市民からの意見を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行う手続であり、千葉市市民参加及び協働に関する条例の規定により、市政の基本的な施策又は方針を定める計画の策定等を行う際には、実施しなければならないこととされております。

2 実施概要

(1) 意見募集期間

平成24年2月20日(月)～平成24年3月19日(月)

(2) 意見募集方法

障害企画課(市役所1階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所地域振興課及び市立図書館において素案を公表し、これに対する意見を郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参の方法により聴取したものです。

3 募集結果

(1) 意見提出者

2件(団体1、個人1)

(2) 意見数

12

(3) 提出された意見の概要とこれに対する市の考え方

提出された意見	これに対する市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○ 真に施設入所支援が必要な重度障害者もあり、縮小すべきではない。 ○ 現に入所待機者もあり、特別支援学校の卒業生が毎年増加している状況を踏まえた計画にすべきである。 	<p>国の基本指針においては、障害福祉計画に定める平成26年度の数値目標として、地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減することとしておりますが、本市では、入所施設の必要性を考慮して削減目標を示さず、また見込量についても入所待機者の状況と地域移行の促進を考慮して現状の数値で推移するものと見込んでおります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 受け皿もない中で地域移行を促進する計画には納得いかない。 ○ グループホーム・ケアホームの利用実績が伸びない理由の「物件の確保が困難であること」に対する方策が必要である。 	<p>現状として、地域移行の受け皿となる居住の場の確保の必要性は十分認識しており、計画案にあるとおり、今後、グループホーム・ケアホーム整備に必要な助成を行うこととしております。</p>